

# 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用再開に係る検討会（第3回）

## 資 料

令和5年（2023年）10月17日（火曜日）

山口県農林水産部 農林水産政策課

## 目 次

---

---

1 本県のジビエ利用再開における条件等について . . . . . P 1

2 その他 . . . . . P 5

# 1 本県のジビエ利用再開における条件等について

ジビエ利用の再開については、これまでの本検討会での検討状況等を踏まえ、以下の条件により再開することとしたい。

## (1) ジビエ利用個体

- ・国が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に沿って、PCR検査で豚熱陰性を確認の上、適切に処理された個体

## (2) 拡散防止対策

- ・養豚場や他地域等への感染拡大防止のため、消毒の徹底や関係者の養豚場への立入自粛の徹底

## (3) 再開の範囲

- ・市町単位

## (4) 再開の時期（別紙資料1、参考資料参照）

- ・各市町の最初の発生日から550日（約1年半後）後  
ただし、今年度については、11月1日以降とする。
- ・和木町、上関町、平生町は県東部の豚熱感染状況を踏まえ、隣接市町の発生日を考慮して再開

## (5) 再開に係る手続き（別紙資料2、3）

- ・利用を再開したい施設は、事前に県に申請
- ・県は、施設の現地確認やヒアリング、陽性時の消毒方法の指導等を行った上で、豚熱陽性確認区域内のイノシシ利用を承認
- ・ただし、感染可能性のあるイノシシの捕獲・運搬等による交差感染を防ぐため、以下の取扱いとする。

○申請は、施設が所在する市町の再開が可能となった場合に限定

○確認区域外の施設は、再開可能となった確認区域内のイノシシの利用は不可

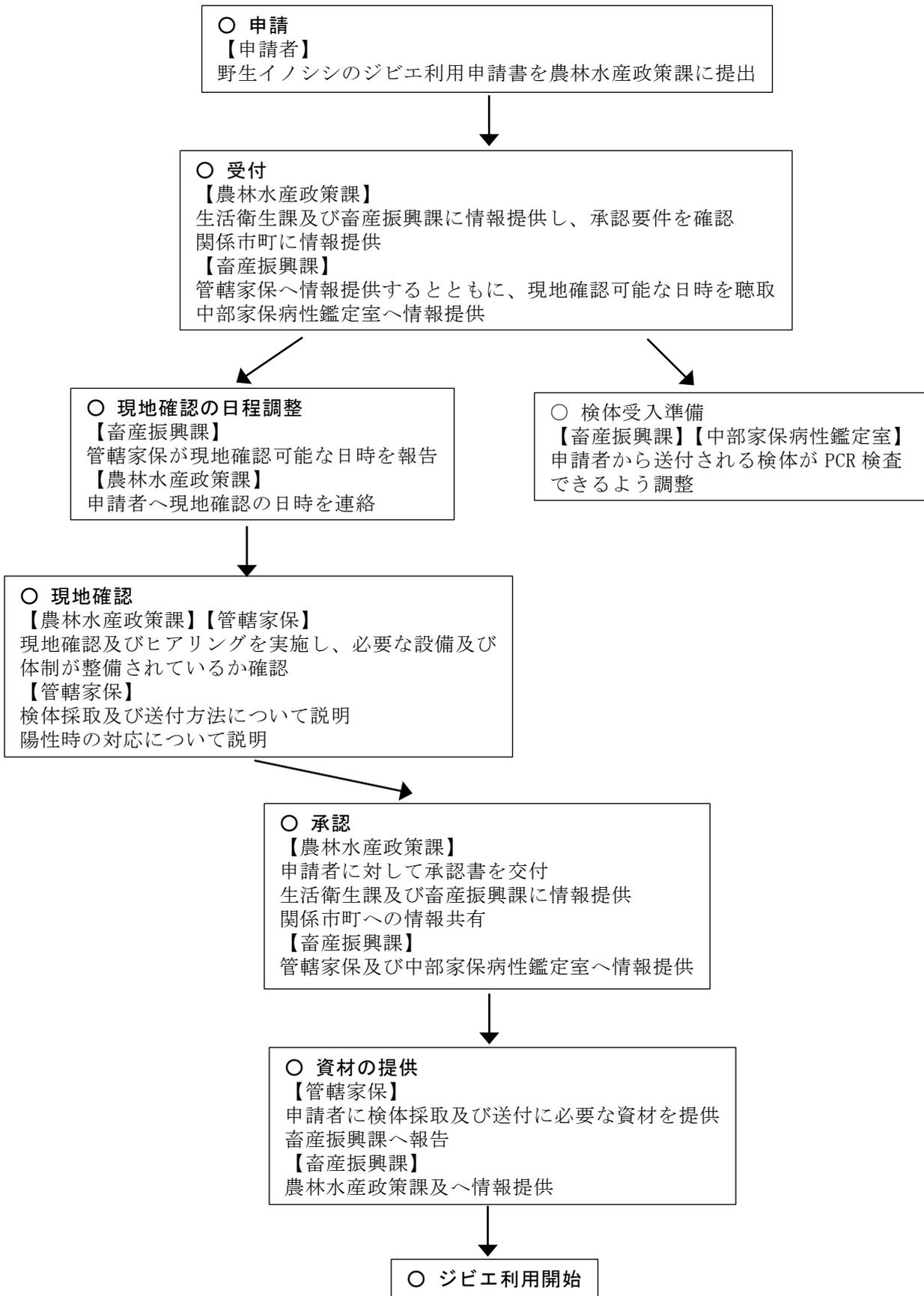
【資料 1】

各市町の再開可能日

市 町	発 生 年月日	再開可能日 (発生から 550 日後)	市 町	発 生 年月日	再開可能日 (発生から 550 日後)
岩国市	R4. 3. 17	R5. 9. 18	山口市	R4. 10. 6	R6. 4. 8
和木町	—	(R5. 9. 18)	防府市	R4. 12. 26	R6. 6. 28
柳井市	R4. 6. 13	R5. 12. 15	宇部市	—	—
周防大島町	R5. 1. 6	R6. 7. 9	美祢市	R5. 7. 13	R7. 1. 13
上関町	—	(R6. 7. 9)	山陽小野田市	—	—
田布施町	R5. 1. 30	R6. 8. 2	下関市	—	—
平生町	—	(R6. 8. 2)	長門市	R5. 7. 13	R7. 1. 13
下松市	R4. 5. 26	R5. 11. 27	萩市	R5. 3. 27	R6. 9. 27
光市	R4. 8. 18	R6. 2. 19	阿武町	R5. 5. 1	R6. 11. 1
周南市	R4. 3. 30	R5. 10. 1			

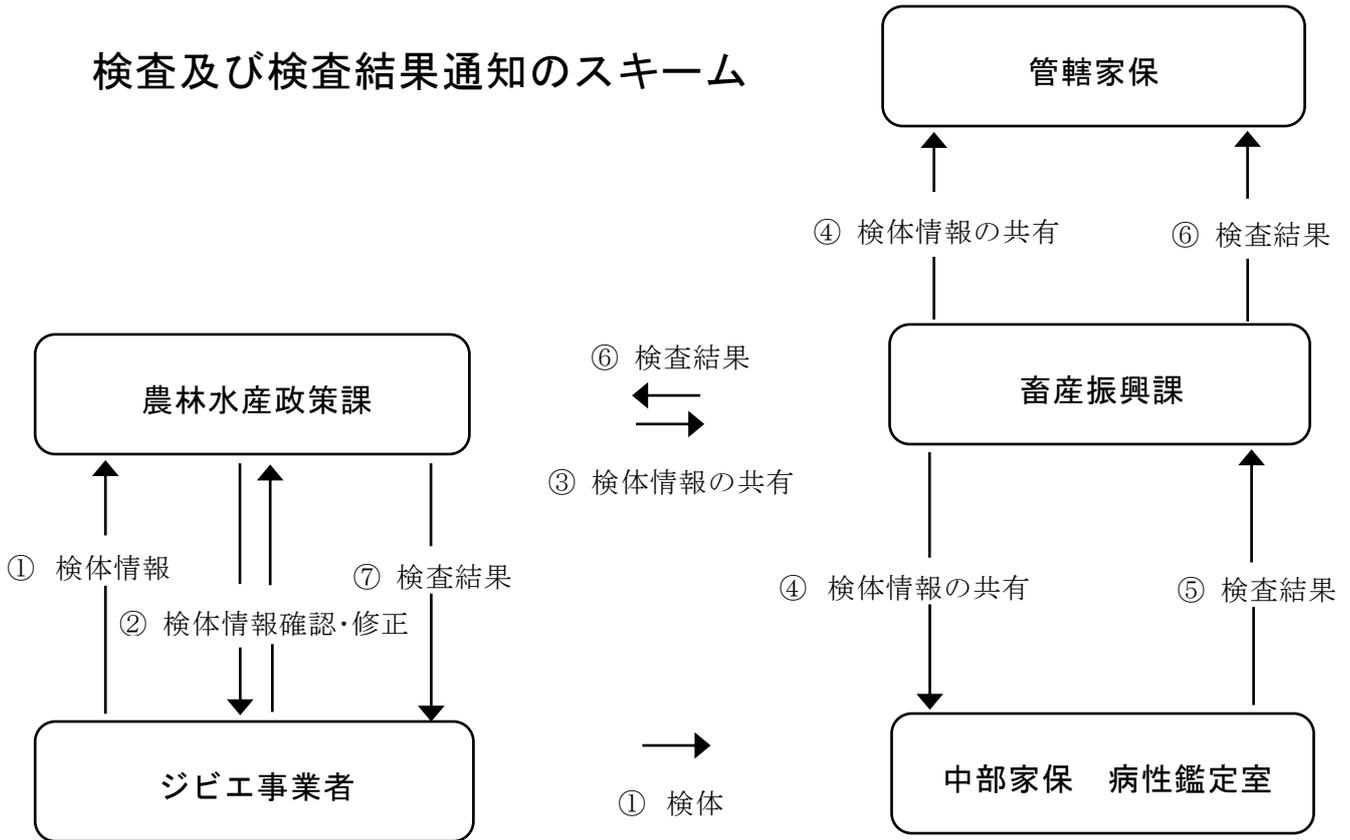
## 【資料 2】

### ○申請から再開までのイメージ

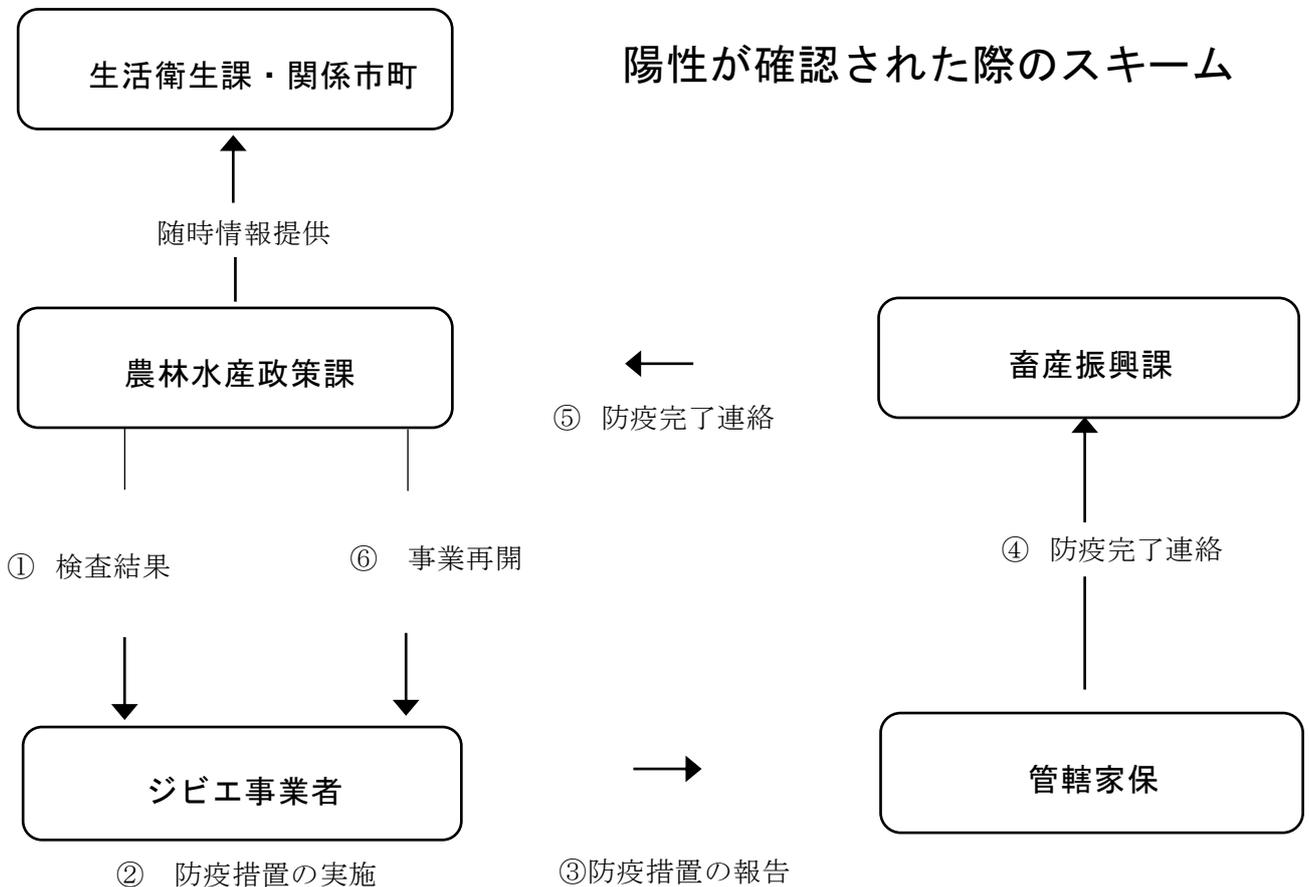


【資料3】

検査及び検査結果通知のスキーム



陽性が確認された際のスキーム



## 2 その他

### (1) 今後のスケジュール

- ・ 10月20日頃 ジビエ利用再開に係る諸条件等の通知
- ・ 10月20日以降 ジビエ処理加工施設の承認
- ・ 11月 1日以降 ジビエ利用再開（最初の発生から550日経過した市町）

※イノシシの猟期：11月1日から3月31日

# 【参考資料】 感染確認区域の状況

